

あきる野市教育委員会 8 月定例会会議録

- 1 開催日 令和 3 年 8 月 2 5 日（水）
- 2 開催時刻 午後 2 時 0 0 分
- 3 終了時刻 午後 3 時 4 3 分
- 4 場所 あきる野市役所 5 階 5 0 5 会議室
- 5 日程
- |       |             |   |
|-------|-------------|---|
| 日程第 1 | 議案第 1 7 号   | 令和 3 年度あきる野市教育委員会所管<br>予算（第 4 号補正）について            |
| 日程第 2 | 議案第 1 8 号   | 市立学校職員等の職務に専念する義務<br>の免除に関する事務取扱規則等の一部<br>を改正する規則 |
| 日程第 3 | 議案第 1 9 号   | あきる野市立学校の学校徴収金事務取<br>扱規程の一部改正について                 |
| 日程第 4 | 議案第 2 0 号   | あきる野市体育施設に係る指定管理者<br>の候補者の選定に関する諮問について            |
| 日程第 5 | 議案第 2 1 号   | 市民プール（屋外プール）及び市民運<br>動広場（相撲場）の施設整備に係る諮<br>問について   |
| 日程第 6 | 報告事項（1）     | あきる野市就学援助費支給要綱等の一<br>部改正について                      |
| 日程第 7 | 報告事項（2）     | 令和 4 年度使用特別支援学級教科用図<br>書について                      |
| 日程第 8 | 教育長及び教育委員報告 |   |
- 6 出席委員
- |          |         |
|----------|---------|
| 教 育 長    | 私 市 豊   |
| 教育長職務代理者 | 田野倉 美 保 |
| 委 員      | 丹 治 充   |
| 委 員      | 小 西 フミ子 |
| 委 員      | 坂 谷 充 孝 |
- 7 欠席委員 なし
- 8 事務局出席者
- |             |         |
|-------------|---------|
| 教 育 部 長     | 渡 邊 浩 二 |
| 指 導 担 当 部 長 | 草 刈 あずさ |
| 生涯学習担当部長    | 佐 藤 幸 広 |

教育総務課長	吉岡賢
教育施設担当課長	岩崎徹
学校給食課長	山本匡俊
指導担当課長	縦山雄三
生涯学習推進課長	沖倉英基
スポーツ推進課長	長谷川美樹
図書館長	細谷英広
指導主事	大道雅士
指導主事	宇佐美拓郎

9 事務局欠席者 なし

開会宣言 午後 2 時 0 0 分

教育長（私市 豊君）

こんにちは。新型コロナウイルス感染症の終息が見えません。このような状況ではありませんけれども、市内の小・中学校は今週中に 6 校が、来週には残り 10 校が 2 学期の開始というふうになっております。どこにいても感染症のおそれがある中でございます。学校内はもちろんですけれども、家庭の中においても、感染拡大防止に努めていただくように呼びかけてまいりたいと、このように思っております。

それでは、ただいまからあきる野市教育委員会 8 月定例会を開催いたします。

本日は教育委員全員が出席しており、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 14 条第 3 項に規定する定足数に達しておりますので、会議は成立しております。

それでは、議事日程に従って会議を進めたいと思います。

まず、議事録署名委員については、坂谷委員と丹治委員を指名します。

それでは、議事に入りたいと思います。

日程第 1 議案第 17 号令和 3 年度あきる野市教育委員会所管予算（第 4 号補正）についてを上程します。

説明を教育部長及び生涯学習担当部長をお願いいたします。

教育部長（渡邊浩二君）

それでは、議案第 17 号令和 3 年度あきる野市教育委員会所管予算（第 4 号補正）について説明させていただきます。

提案理由でございますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定により、令和 3 年度あきる野市教育委員会所管予算（第 4 号補正）について、教育委員会の意見を求めるものでございます。

学校関係につきましては、私から説明させていただきます。

それでは、歳入の表を御覧ください。第 16 款都支出金、02 都補助金、07 教育費都補助金 33 万 3,000 円は、この後、歳出でご説明いたします小学校における新たな外部人材を特別非常勤講師として任用するための人件費の 10 分の 10 が都の補助となることから、財源として計上するものでございます。

おめくりいただきまして、歳出の表を御覧ください。第 10 款教育費の補正額 413 万 6,000 円のうち、01 教育総務費、02 事務局費、事業名、学校会計年度任用職員管理経費 33 万 3,000 円は、歳入で説明いたしました補助金を財源に小学校で外部人材の特別非常勤講師を任用するための報酬、社会保険料、通勤費等の人件費を計上するものでございます。

次に、02 小学校費、04 学校整備費、事業名、小学校整備事業経費 774 万 1,000 円は、電気工作物の点検により、東秋留小学校の受変電設備の老朽化が指摘されたことから、交換が必要となったこと。また、本年 4 月に宮城県白石市で発生した木製防球ネットが倒れたことによる死亡事故を受けまして、緊急に点検を行ったところ、東秋留小学校及び草花小学校に設置年不明の木製電柱があることが判明したことから、これらを交換するための設計業務委託料 418 万円を計上することと併せまして、消防設備点検により、

多西小学校の屋内ポンプが作動しないとの指摘等、また、前田小学校の屋内消火栓ポンプ周りの設備に漏水等の指摘を受けまして改修工事を行ったことから、今後、工事請負費の予算に不足が生じるため、工事相当額の774万1,000円を計上するものでございます。

また、03中学校費、04学校整備費、事業名、中学校整備事業経費99万円につきましても、小学校同様、秋多中学校に設置年不明の木製電柱があることが判明したため、電気配線設備改修工事の設計業務委託料99万円を計上するものでございます。

学校教育に関する補正予算の説明は、以上でございます。

教育長（私市 豊君）

生涯学習担当部長。

生涯学習担当部長（佐藤幸広君）

私からは、生涯学習関係の補正予算についてご説明をさせていただきます。

初めに、歳入の補正予算からご説明させていただきます。第4号補正、歳入の一覧表を御覧いただきたいと思っております。21諸収入、06雑入、05雑入、多摩・島しょ広域連携活動助成金の419万円の減額補正ですが、これはあきる野市と羽村市の連携事業として今月実施することになっておりました大島子ども体験塾が新型コロナウイルス感染症の感染状況などを踏まえ、羽村市との協議の結果、中止とすることになったことから、これに係る予算を減額するものでございます。

次に、歳出の予算の補正についてご説明をさせていただきます。同じく第4号補正で、歳出一覧の中ほど、04社会教育費を御覧いただきたいと思っております。03青少年対策費、大島子ども体験塾437万3,000円の減額補正ですが、これは、ただいま歳入予算の補正でご説明いたしましたとおり、事業を中止したことから、歳出予算につきましても減額するものでございます。

その下にあります04公民館費、市民文化祭運営事業経費141万7,000円の減額補正ですが、こちらにつきましても、新型コロナウイルス感染症により、各団体が例年どおり活動が行われていないことと、文化祭会場での感染防止に課題があることなどを踏まえまして、文化祭を所管する文化団体連盟の正副会長と協議を行い、中止が決定していることから減額補正するものでございます。

次に、05図書館費を御覧いただきたいと思っております。中央図書館運営管理経費139万5,000円の増額補正ですが、市内に4館ございます図書館では新型コロナウイルス感染症の感染防止対策として、引き続き消毒用アルコールなどの消耗品が必要であることから、購入費用を増額補正するものでございます。

次に、その下の08あきる野ルピア運営費、あきる野ルピア運営管理経費200万7,000円の増額補正ですが、指定管理者制度を導入し、運営管理を行っているルピア3階と4階部分について、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策に伴う臨時休館などによって生じた、今年4月から6月までの事業収入の減収分を指定管理者に対して補填するための予算でございます。

次に、裏面、05保健体育費を御覧いただきたいと思っております。02体育施設費、運動場等維持管理経費52万3,000円の増額補正ですが、こちらにつきましても、図書館費

でご説明いたしましたとおり、感染防止対策用品を引き続き購入する必要があるため、増額補正するものでございます。

同じく、その下の五日市ファインブラザ運営管理経費 216万7,000円の増額補正ですが、こちらにつきましても、先ほどご説明いたしましたあきる野ルピアと同様に、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策に伴う臨時休館などによって生じた、今年4月から6月までの事業収入の減収分を指定管理者に対して補填するための予算でございます。

最後に、市民プール運営管理経費 523万円の減額補正は、令和3年度の屋外プール事業の中止が決定していることから、今年度の指定管理者への委託料のうち、これに係る経費について減額するものでございます。

説明につきましては以上でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

教育長（私市 豊君）

説明が終わりました。

これから質疑に入ります。何か質問などがありましたら、お願いいたします。

田野倉職務代理人。

教育長職務代理人（田野倉美保君）

教育費の都の補助金のところで、社会の力活用事業補助金として33万円という歳入があり、それを新たな外部人材の活用ということで歳出のほうで上げていらっしゃるのですが、この33万円というのは、人数で言うと何人分になるのか、また2学期からどのようなことをやるのかを教えていただければと思います。

教育長（私市 豊君）

指導担当課長。

指導担当課長（縦山雄三君）

人数は1人です。学校は多西小学校で、外部人材の活用は英語になります。

以上です。

教育長（私市 豊君）

よろしいですか。

田野倉職務代理人。

教育長職務代理人（田野倉美保君）

小学校の英語の授業で、ALTの方との間に入るようなお仕事をされるという想定なのでしょうか。

教育長（私市 豊君）

指導担当課長。

指導担当課長（縦山雄三君）

はい、そのとおりでございます。

教育長職務代理人（田野倉美保君）

分かりました。ありがとうございます。

教育長（私市 豊君）

ほかにございませんか。

丹治委員。

委員（丹治 充君）

私からは、防火設備の改修工事のことについてですけれども、今回、多西小学校、それから前田小学校の屋内消火栓のポンプの改修ということですが、これは実際に不作動が生じてその工事をするということなののでしょうか。それとも、この設備については、耐用年数などがあって、定期的に決められた検査の結果、実施するというものなのかどうか、その辺いかがですか。

教育長（私市 豊君）

教育施設担当課長。

教育施設担当課長（岩崎 徹君）

お答えします。既に、前田小学校の屋内消火栓のポンプは故障してしまっていて、今現在使えない状態だったものですから、それを取り替えるものです。前田小学校の屋内消火栓の配管につきましても、漏水が発見されたので、取り替えるということになっております。

以上でございます。

教育長（私市 豊君）

よろしいですか。

委員（丹治 充君）

はい。ありがとうございました。

教育長（私市 豊君）

ほかにございませんか。

田野倉職務代理者

教育長職務代理者（田野倉美保君）

今の屋内消火栓についてですけれども、これは例えば1年に1回毎年点検をしていて、そこで故障あるいは漏水が見つかったということなののでしょうか。

教育長（私市 豊君）

教育施設担当課長。

教育施設担当課長（岩崎 徹君）

おっしゃるとおり、毎年点検、消防設備専門の設備業者に委託をしまして、年2回、点検をしております。具合が悪いのが見つかったという状況です。

以上でございます。

教育長職務代理者（田野倉美保君）

はい、分かりました。ありがとうございます。

教育長（私市 豊君）

ほかによろしいですか。大丈夫でしょうか。

《なし》

教育長（私市 豊君）

質問等がないようですので、質疑を終了いたします。

日程第1 議案第17号令和3年度あきる野市教育委員会所管予算（第4号補正）については、原案のとおり承認することに異議ございませんか。

《異議なし》

教育長（私市 豊君）

異議なしと認めます。

日程第1 議案第17号令和3年度あきる野市教育委員会所管予算（第4号補正）については、原案のとおり承認されました。

続きまして、日程第2 議案18号市立学校職員等の職務に専念する義務の免除に関する事務取扱規則等の一部を改正する規則、日程第3 議案第19号あきる野市立学校の学校徴収金事務取扱規程の一部改正についてを一括上程します。

それでは、説明を教育部長にお願いします。

教育部長。

教育部長（渡邊浩二君） それでは、議案第18号市立学校職員等の職務に専念する義務の免除に関する事務取扱規則等の一部を改正する規則について及び議案第19号あきる野市立学校の学校徴収金事務取扱規程の一部改正についてを、続けて説明させていただきます。

提案理由でございますが、国は行政手続のオンライン化の促進のため、国民や事業者が行う行政手続における押印の見直しに取り組んでおり、同様の見直しを地方自治体においても実施するよう求めています。このことに伴いまして、市においても、行政手続における市民の負担軽減や利便性の向上を図ることから、関係する規則及び規程の一部改正をすることについて、教育委員会の承認を求めるものでございます。

議案第18号では、関係する5つの規則の一部改正をまとめたものとなりますが、第1条に、市立学校職員等の職務に専念する義務の免除に関する事務取扱規則の一部改正。第2条に、あきる野市文化財保護条例施行規則の一部改正。第3条に、あきる野市郷土資料展示等施設資料管理規則の一部改正。第4条に、あきる野市産業文化複合施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正。第5条に、あきる野市民文化ホールの設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正を規定し、それぞれ記載のとおり、規定中の「印」に関する部分について、押印を必要としないよう文言整理するとともに、様式中の「印」の表記等について改正するものでございます。

施行日は、令和3年10月1日ですが、改正前の様式による用紙につきましては、当分の間使用できる経過措置を設けております。

また、議案第19号では、あきる野市立学校の学校徴収金事務取扱規程の一部改正として、同様に記載のとおり、規定中の「印」に関する部分について押印を必要としないよう文言整理するものでございます。

施行期日につきましては、令和3年10月1日でございます。説明は以上でございます。よろしくご承認のほど、お願いいたします。

教育長（私市 豊君）

説明が終わりました。

質疑に入ります。何か質問などありますでしょうか。

小西委員。

委員（小西フミ子君）

押印が必要ではなくなったということがよく分かりました。そして、令和3年10月1

日から施行ということが分かったのですけれども、例えば監査、学校の教材などを買ったときに領収書等の、添付書類が業者の方から入ってくると思うのですけれども、そういう印に関しては、その業者の方たちに説明とかはないのですか。不要というわけではなく、監査のときの添付書類としては判こがあるものを受け取らないと監査に引っかかるということありますか。

教育長（私市 豊君）

教育総務課長。

教育総務課長（吉岡 賢君）

請求書等に関しては、一部内容によっては省略できるものもあるというところもございませぬけれども、原則は契約書の代わり、請求書になるので、押印が必要。いわゆる廃止ができないということになるということでございます。また、領収書に関しては、こちらも不正防止という観点から、押印を廃止することはできないというような方向で、現在そのような部分は現状の市の問題ということでございます。

委員（小西フミ子君）

すみません、何度も。

教育長（私市 豊君）

よろしいですか。

小西委員。

委員（小西フミ子君）

私も、昔、学校関係の事務をやっていたしまして、やはり領収書の判がないと、すぐにチェックされますし、学校の事務職員の仕事としてどうなるのかなと、今ふと思ったものでお聞きしました。ありがとうございました。

教育長（私市 豊君）

よろしいですか。

委員（小西フミ子君）

はい。

教育長（私市 豊君）

この印鑑の廃止に対しての市全体の取組状況の説明など、その辺はよろしいですか。

教育部長。

教育部長（渡邊浩二君）

今回の印鑑の廃止につきましては、主たるものに関しましては、申請行為です。例えば市民の方が何かの証明を取られるときや、そういったときに、今まで一義的にその意思表示として印鑑を押していました。その分について、先ほど説明をさせていただいたとおり、デジタル化ということもありますし、あるいは簡素化というところもありますし、そこで押印に関するもの全てを、市全体で条例、規則、それから規程などの見直しをいたしました。その中で、今回上程させていただいているのは、あくまでも教育委員会所管のものでございます。例えばですけれども、今回教育委員会の中でも処理していないのは出勤簿があるのですけれども、それはまだ今出勤簿そのもの自体が職員の判こを押している状況になっておりますので、それも職員の出退勤システムというものが入ってくれば、併せて廃

止していくというような流れになっていますので、あくまでも個人が使う印鑑についての整理を、今、市全体で行った中の教育委員会所管の今回の改正の状況になっているというふうにお考えいただければと思いますので、よろしく願いいたします。

教育長（私市 豊君）

よろしいでしょうか。

委員（小西フミ子君）

はい。ありがとうございます。

教育長（私市 豊君）

ほかによろしいですか。

《なし》

教育長（私市 豊君）

質問等がないようですので、質疑を終了いたします。

日程第2 議案第18号市立学校職員等の職務に専念する義務の免除に関する事務取扱規則等の一部を改正する規則、日程第3 議案第19号あきる野市立学校の学校徴収金事務取扱規程の一部改正については、原案のとおり承認することに異議ございませんか。

《異議なし》

教育長（私市 豊君）

異議なしと認めます。

日程第2 議案第18号市立学校職員等の職務に専念する義務の免除に関する事務取扱規則等の一部を改正する規則、日程第3 議案第19号あきる野市立学校の学校徴収金事務取扱規程の一部改正については、原案のとおり承認されました。

続きまして、日程第4 議案第20号あきる野市体育施設に係る指定管理者の候補者の選定に関する諮問についてを上程します。

説明を生涯学習担当部長にお願いします。

生涯学習担当部長（佐藤幸広君）

それでは、議案第20号あきる野市体育施設に係る指定管理者の候補者の選定に関する諮問についてご説明させていただきます。

提案理由でございます。あきる野市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第3条の規定により、今年度で指定管理の期間が満了となりますあきる野市体育施設である市民プールの指定管理者の指定を受けようとする下記の団体から申請があり、同条例第4条第1項の規定による指定管理者の候補者として選定するため、同条例第2項の規定により、あきる野市指定管理者選定委員会に諮問したいので、教育委員会の承認を求めるものでございます。

施設の名称は、今申し上げましたあきる野市体育施設である市民プールでございます。

また、指定管理者の指定候補者の団体の名称は、シンコースポーツ・アズビル共同事業体。代表構成団体は、シンコースポーツ株式会社。構成団体が、アズビル株式会社でございます。

詳細につきましては、スポーツ推進課長よりご説明いたします。

教育長（私市 豊君）

スポーツ推進課長。

スポーツ推進課長（長谷川美樹君）

それでは、私からご説明申し上げます。現在の市民プールの指定管理者につきましては、令和3年度末をもって指定管理期間が終了することから、令和4年度から指定管理者を選定する必要がございます。

令和4年度からの指定管理者に委託する業務内容につきましては、老朽化により事業の休止が決定しております屋外プール事業を除く、屋内プール事業となりますが、屋外プールエリアにつきましても、草刈りなどの必要な施設管理がございますので、それを含めた委託となります。

指定管理期間は、令和4年度から令和8年度までの5年間となります。

次に、このたび行いました指定管理者の公募につきましては、広報6月15日号とホームページに募集要項を掲載し、7月6日に説明会を開催いたしました。説明会には7者の参加がございましたが、募集締切りの8月16日月曜日までに申請書を提出した事業者は、現指定管理者のシンコースポーツ・アズビル共同事業体の1者でございました。つきましては、この1者について指定管理者選定委員会に諮問したくご審議いただきたいと思っております。

説明は以上となります。ありがとうございました。

教育長（私市 豊君）

説明が終わりました。

質疑に入ります。何か質問などがありましたら、お願いいたします。

丹治委員。

委員（丹治 充君）

今ご説明ありましたけれども、指定管理者ということで、このシンコースポーツ・アズビルさんについて、今回申請があったということではありますが、今までこの業者さんの、いわゆる評価と申しますか、指定管理者制度の中でその評価については、具体的にどのくらいあるのか、評価が。あったとすれば、どのような評価だったのでしょうか。

教育長（私市 豊君）

スポーツ推進課長。

スポーツ推進課長（長谷川美樹君）

お答えいたします。シンコースポーツ・アズビル共同事業体でございますけれども、市民プールの指定管理につきましては、10年前初めて市民プールに指定管理者制度を導入したときから委託している事業者となります。最初が3年の指定管理期間でございましたので、次の5年の指定管理期間の更新、またその次の、一昨年になりますか、2年の更新に当たりまして、指定管理者選定委員会におきましても、この事業実施内容というところの自主事業の事業が大変多くのメニューを市民に提供してスポーツの推進を図っていること。また、指定管理業務につきましても、監視体制であるとか、人員の配置体制、そういったところも、大変評価をされまして選定されたという経緯がございます。

また、私どもで毎年行っておりますモニタリングという1年の事業内容の評価を行っているのですが、その中でも事業運営、管理体制ともに良好ですし、毎年プログラム

を大変工夫をして、新たなメニューも検討、導入するなど評価をしているところでございます。

以上となります。

教育長（私市 豊君）

よろしいですか。

委員（丹治 充君）

はい。ありがとうございました。

教育長（私市 豊君）

丹治委員。

委員（丹治 充君）

続いて、今年度の屋外プール事業はなかったわけですね。この指定管理者を受けるに当たっては、年間の予算の中でうちがやりましようとか、あるいは今回は遠慮しますとかというような、そんな業者さんになろうかと思うのですが、金額的には大体どのぐらいの額が提示されているのか、分かる範囲内で結構ですから、お願いします。

教育長（私市 豊君）

スポーツ推進課長。

スポーツ推進課長（長谷川美樹君）

市民プールの指定管理料でございますけれども、年間の指定管理料が令和3年度は6,238万6,700円と、そういった金額となっております。

以上でございます。

教育長（私市 豊君）

丹治委員。

委員（丹治 充君）

そうすると、今年度、新たに令和4年度以降うちが受けたいというような場合の予算提示ですけども、大体この額と同じというふうに見てよろしいですか。

教育長（私市 豊君）

スポーツ推進課長。

スポーツ推進課長（長谷川美樹君）

はい。丹治委員のおっしゃるとおりの同様の額で指定管理料を示して公募をいたしました。

以上でございます。

委員（丹治 充君）

はい。ありがとうございました。

教育長（私市 豊君）

ほかにございますか。

スポーツ推進課長。

スポーツ推進課長（長谷川美樹君）

大変失礼いたしました。訂正をさせていただきます。全体の指定管理料が屋外プールも含めて6,200万というところございましたので、今回の公募に当たる指定管理料につき

ましては、屋外プールの事業を除く額で募集をいたしましたので、約5,800万程度の額となっております。

以上でございます。

教育長（私市 豊君）

よろしいですか。

委員（丹治 充君）

ありがとうございました。

教育長（私市 豊君）

ほかにございませんか。よろしいでしょうか。

坂谷委員。

委員（坂谷充孝君）

一応確認をさせていただきたいのですけれども、10年前の指定管理制度が始まったときから、こちらシンコースポーツ・アズビル共同事業体が指定管理者になっているというふうにお伺いしましたけれども、今回、諮問をしてということになりますと4回目ということになると思いますけれども、この指定管理者の選定について更新といいますか、再任といいますか、再指定という、そういったことについての規定というのは特にないのでしょうか。

教育長（私市 豊君）

スポーツ推進課長。

スポーツ推進課長（長谷川美樹君）

本市の公の施設に係る指定管理者の指定の中に、10年間は更新で一つの事業者を指定できるという規定がございまして、今回シンコースポーツ・アズビル共同事業体につきましては、10年間の指定管理期間が過ぎております。過ぎますので、ここで公募による募集をしたという経緯でございます。

以上でございます。

委員（坂谷充孝君） ありがとうございました。

教育長（私市 豊君）

よろしいですか。

委員（坂谷充孝君）

はい。

教育長（私市 豊君）

ほかによろしいでしょうか。

《なし》

教育長（私市 豊君）

質問等がないようですので、質疑を終了いたします。

日程第4 議案第20号あきる野市体育施設に係る指定管理者の候補者の選定に関する諮問については、原案のとおり承認することに異議ございませんか。

《異議なし》

教育長（私市 豊君）

異議なしと認めます。

日程第4 議案第20号あきる野市体育施設に係る指定管理者の候補者の選定に関する諮問については、原案のとおり承認されました。

続きまして、日程第5 議案第21号市民プール（屋外プール）及び市民運動広場（相撲場）の施設整備に係る諮問についてを上程します。

説明を生涯学習担当部長にお願いします。

生涯学習担当部長（佐藤幸広君）

議案第21号 市民プール（屋外プール）及び市民運動広場（相撲場）の施設整備に係る諮問についてご説明をさせていただきます。

提案理由でございます。施設の老朽化により令和3年度から事業を休止している市民プール（屋外プール）及び市民の利用実績が過去8年間ない市民運動広場の相撲場の施設整備に関することについて、あきる野市スポーツ推進審議会条例第2条第2号に基づき、スポーツ推進審議会に諮問したいので、教育委員会の承認を求めるものでございます。

詳細につきましては、スポーツ推進課長よりご説明いたします。

教育長（私市 豊君）

スポーツ推進課長。

スポーツ推進課長（長谷川美樹君）

ご説明させていただきます。まず初めに、屋外プールにつきましてでございます。事業を休止しております屋外プールでございますが、先ほどご説明いたしました市民プールの指定管理者の選定とはまた別な今回の案件というところで、今後、市として屋外プールの在り方を検討していく必要があるとしておりまして、まずは今年度、市民が参画するあきる野市スポーツ推進審議会に屋外プール施設についてご意見をいただくものでございます。

次に、相撲場でございます。当該施設は、現在保護をしていたブルーシートの形が崩れて草が生えており、使用できない状況となっております。提案理由にありますとおり、市民のご利用は8年間なく、最後の利用は平成25年度の小学校の相撲大会でございました。現在の学校における相撲大会につきましては、屋内用の相撲場キットの貸出しを行って実施ができている状況となっております。また、教育委員会主催の子ども相撲大会は、平成20年度まで屋外を使用しておりましたが、外ということで、蚊と熱中症の問題、この対策で平成21年度から秋川体育館の屋内に会場を移して実施をしております。

このようなことから、あきる野市スポーツ推進審議会に相撲場の施設についてご意見をいただきたいというところでございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

以上でございます。

教育長（私市 豊君）

説明が終わりました。

質疑に入ります。何か質問などありますでしょうか。

小西委員。

委員（小西フミ子君）

この相撲場についてですが、使われていたころから知っていますが、今は使われていないようで残念です。真ん中にあずまやがありますけれどそれも壊した上で、今臨時の駐車

場になったりしている東側の部分まで含めての場所の利用方法のことについてですか。

教育長（私市 豊君）

スポーツ推進課長。

スポーツ推進課長（長谷川美樹君）

今回スポーツ推進審議会にご意見をいただく施設としては、相撲場の大土俵と小土俵、これについて今後も必要なのか、どういう活用がいいだとか、そういったところでのご意見をいただく予定としておりまして、あそこ一帯の駐車場に活用するエリアですとか、あずまやにつきましては、今回ご意見いただく予定はございません。現状のまま利用していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

委員（小西フミ子君）

分かりました。

教育長（私市 豊君）

よろしいですか。

委員（小西フミ子君）

はい。

教育長（私市 豊君）

ほか、ございませんでしょうか。

丹治委員。

委員（丹治 充君）

今、小西委員からもお話ありましたが、私も第1回の相撲大会から関わっていました。当時は、大変立派な土俵ができましたので、大相撲の力士を呼んで相撲場開きをやった思い出があります。その後、10年ぐらい相撲場で相撲大会が続いたのですかね、よく子供が大土俵の上から転げ落ちて時には頭を打っていました。最終的には雨天時を境に危険だからということで、体育館内へ移しましたが立派な相撲場でしたので維持管理経費もかかっていたのではないかと思います。施設の維持管理の点では、やはり費用を要します。これから先、施設を造る場合には維持管理も含めて補修をしないとちませんね。現況は土俵をブルーシートで覆っていましたが、破けて泥が流れて一部が崩れ、全く見るに堪えないような状況でしたので、今回取り除いたほうがいだろうというふうに思います。少し一抹の寂しさを感じましたのでお話をさせていただきました。

以上です。

教育長（私市 豊君）

ありがとうございます。

ほかによろしいでしょうか。

《なし》

教育長（私市 豊君）

質問等がないようですので、質疑を終了いたします。

日程第5 議案第21号市民プール（屋外プール）及び市民運動広場（相撲場）の施設整備に係る諮問については、原案のとおり承認することに異議ございませんか。

《異議なし》

教育長（私市 豊君）

異議なしと認めます。

日程第5 議案第21号市民プール（屋外プール）及び市民運動広場（相撲場）の施設整備に係る諮問については、原案のとおり承認されました。

続きまして、日程第6 報告事項（1）、あきる野市就学援助費支給要綱等の一部改正について、報告者は説明をお願いします。

教育総務課長。

教育総務課長（吉岡 賢君）

それでは、こちらの報告事項（1）、あきる野市就学援助費支給要綱等の一部改正について、私からご説明をさせていただきます。先ほどの議案第18号及び19号で教育部長からご説明がございましたとおり、行政手続におけます市民の負担軽減や利便性の向上を図る目的から、押印の見直しを行うことにつきまして、要綱につきましても一部改正を行うことなどから報告するものでございます。

改正につきましては、あきる野市就学援助費支給要綱等の一部改正といたしまして、関係する6つの要綱の一部改正をまとめたものとなります。第1条に、あきる野市就学援助費支給要綱の一部改正。第2条に、あきる野市立学校児童・生徒教育振興事業補助金交付要綱の一部改正。第3条に、あきる野市生涯学習人材バンク事業実施要綱の一部改正。第4条に、あきる野市立学校の指定学校変更の取扱いに関する要綱の一部改正。第5条に、あきる野市スクールインターシップ事業実施要綱の一部改正。第6条に、あきる野市特別支援教育就学奨励費支給要綱の一部改正を規定し、それぞれ記載のとおり、規定中の「印」に関する部分について、押印を必要としないよう文言整理するとともに、様式中の「印」の表記等について改正するものでございます。

施行日につきましては、令和3年10月1日でございますけれども、改正前の様式による用紙については、当分の間使用できる経過措置を設けております。

説明及び報告については、以上でございます。

教育長（私市 豊君）

説明が終わりました。

質疑に入ります。何か質問などありますでしょうか。

特によろしいでしょうか。

《なし》

教育長（私市 豊君）

それでは、本件は報告として承りました。

続きまして、日程第7 報告事項（2）、令和4年度使用特別支援学級教科用図書について、報告者は説明をお願いします。

指導主事。

指導主事（宇佐美拓郎君）

令和4年度に知的障害、特別支援学級で使用します教科用図書につきまして報告いたします。あきる野市公立学校特別支援学級使用教科用図書選定要項に基づき、知的障害、特

別支援学級を設置している6つの小学校及び中学校に校長を委員長、副校長を副委員長、特別支援学級担任を委員とする教科用図書調査委員会を設定して、各学校の特別支援学級で使用する教科用図書に関する調査研究を行いました。その結果、令和4年度に使用する教科用図書は、全ての知的障害、特別支援学級で全教科において、文部科学省検定済み教科用図書を使用するという調査結果の報告がございました。この報告につきまして、7月1日に行われました特別支援学級使用教科用図書選定資料審議会で審議がございました。文部科学省検定済み教科用図書は、年間を通して系統的な指導に使用ができること。今年度も使用しているところ、特別支援学級の児童・生徒への指導に役立てることができたこと。また、通常の学級との交流学习においても活用できるなどの点が評価されまして、文部科学省検定済み教科用図書の使用が妥当であると審議されたところでございます。本日の教育委員会への運びとなりました。

令和4年度に使用を予定する文部科学省検定済み教科用図書ですが、小学校は、報告資料1、中学校は報告資料2のとおりとなります。小学校は一昨年7月、中学校は昨年7月、また中学校の社会科の歴史におかれましては、先月に行われました教育委員会定例会で採択されました教科用図書と同じものとなります。つきましては、改めて採択をいただくことはせずに、教育委員会への報告をもちましてご承認いただきますよう、よろしくお願いいたします。

教育長（私市 豊君）

説明が終わりました。

質疑に入ります。何か質問などありますでしょうか。

小西委員。

委員（小西フミ子君）

質問と、それから希望があるのですけれども、これらの特別支援の必要な子どもたちに与えられるこの教科書ですけれども、どのように扱われているのかというのがとても気になるのです。特別支援が必要な子というのは、文字で理解できる子、それから絵や写真のほうに分かりやすい子や、数字に強い子、それぞれ個性が違うので、通常学級のように教科書一本でいくというのは難しいと思います。特別支援学級の先生が、その子その子に合った教材を使って教えていると思いますが、採択されたものがどれだけ利用されるのかというのがとても気になっています。全員が同じ教科書で習っているという感じにも受けられなくて、その子その子に応じた教材を先生方が工夫されて一生懸命その子たちの成長を見てくださっているというのはとても分かるのですけれども、この教科書自体が小学校と中学校に於いてこれがどういうふうな位置を占めているのかという疑問があることと、これは例えば将来に向けて、職業につながるようなものとか、余暇の使い方とか、それから体を一生懸命使うスポーツにその子たちの将来にプラスになるような内容のものがよいなと、とても思うのです。現在、特別支援学級のこの教科書については、各学校の先生のやり方は違うと思うのですけれども、ほとんど、これが主に使われているかどうかを確認したいです。

教育長（私市 豊君）

宇佐美指導主事。

指導主事（宇佐美拓郎君）

お答えいたします。まずご質問いただきました、どのように扱われているかという点でございますが、まず知的障害のあるお子さんがいらっしゃいますので、ある面、そのまま行うのではなく、重点化を図って単元の指導を行っているところでございます。一例を申し上げますと、単元の中で、まず写真などを用いている場合には、ICTなどを使いテレビに映し出したり、または、昨年度の中ですが、写真を拡大して黒板に掲示し、そこから見取る活動を導入で行われておりました。

また、授業展開ですが、前半、後半に分ける学級もございまして、前半ですと8人に1クラスになるのですが、8人で一斉の導入を行い、後半には個別学習という形で、その子その子に合わせた指導を行っているところでございます。

また、将来についてのことでございますが、そちらは各教科を合わせた指導ということがございまして、こちらは一定の教科書はございませんが、例えば国語であったり、算数であったり、各教科を統合させた学習を行うもので、その中で将来にわたる学習活動、日常的な活動のところを取り組んだり、または特別活動、いわゆる学活の時間でキャリアノートというものを使いまして、将来に対する指導も行っているところでございます。

教育長（私市 豊君）

よろしいでしょうか。

委員（小西フミ子君）

分かりました。ありがとうございます。

教育長（私市 豊君）

丹治委員。

委員（丹治 充君）

今回、この特別支援学級の教科用図書ですが、通常の学級と同じ教科書ということで分かりました。子どもに対する指導の迫り方については、恐らく副読本等も活用しておられるのではないかと思います。ですから、この副読本については、教育委員会の承認をもって使用できるということですので、例えば今回の資料辺りで副読本の資料も、ここにあれば、これ一辺倒ではないということが理解できると思うので、ぜひ機会がありましたら、どういう副読本が教科書に準じた形で使われているのか、それを示していただけると大変分かりやすいと思います。

以上です。

教育長（私市 豊君）

今の件、何かございますか。

宇佐美指導主事。

指導主事（宇佐美拓郎君）

ありがとうございます。検討させていただきます。

教育長（私市 豊君）

ほか、よろしいでしょうか。

《なし》

教育長（私市 豊君）

それでは、本件は報告として承りました。

続きまして、教育長及び教育委員報告に移ります。

まず、私から報告をさせていただきます。お手元の教育長報告の中央の位置にあります。8月11日、第5回あきる野サマーチャレンジで激励ということで行ってまいりました。旧小宮小学校でこの日が出発日でした。3泊4日のサマーチャレンジで、児童・生徒が10人参加しておりまして、4日間で、聞いたところ、約80キロを歩いたと。これは、市内を巡る、歩く、そういう行事でございまして、4日間で80キロを歩いたというふうに聞いております。この4日間、あいにく天気が初日はよかったのですが、残り3日間は大体雨模様だったので、私も心配をしていたのですが、工夫をしながら踏破をしたというふうに聞いております。10人の児童・生徒に対して、学生スタッフが12人、それから社会人が12人、そういうスタッフが周りで面倒を見ると。協力する企業や団体が25団体という、本当にみんなでサポートして子供たちが歩き通せたというふうに考えております。

この事業は、そもそも青年会議所が2005年にあきる野市を100キロ歩くという事業から始まりまして、既に16年目ですか。中身は変わってはいるのですが、スタートは2005年のあきる野市青年会議所が行った事業からスタートしたというふうに聞いております。非常にいい事業でございまして、学校教育ではなかなか味わえないような、本当に素晴らしい事業だなというふうに思っていますので、ぜひ今後とも続けていただければというふうに思っております。

それから、もう一点、昨日、新学校給食センターの整備に関して日の出町との基本協定書を締結いたしました。日の出町の田村町長が、こちらにお越しになって、市長と基本協定書に署名をしたということでございます。細かい点は、これから検討委員会の中で決めていくわけなのですが、基本理念として7つのことがうたわれております基本協定書です。1番目が安全安心なおいしい学校給食を提供する。2つ目が安全衛生管理の強化。3つ目が地産地消の推進と促進。4つ目が食育の充実及び推進。5つ目が農福連携事業の促進。6つ目が地域資源の活用推進。そして、7つ目が民間の力の活用。こういう基本理念に基づいて共同で給食センターを整備して、そして共同で運営していくということになるかと思っております。

今後、議会等で一般質問等も出ております。これは日の出町でも出ているというふうに聞いておりますので、市民の方にも、この共同声明が進むということが明らかになっていくというふうに思っております。広域連携という一つの事業がこのような形で進むというのは非常にいいことだなというふうに思っていますので、ぜひ楽しみにしておいていただければと思います。

私からは以上でございます。

ほかの委員さんから、何かございますでしょうか。よろしいですか。

《なし》

教育長（私市 豊君）

それでは、ほかにないようですので、教育長及び教育委員報告は終了いたします。

最後に、事務局から今後の日程等についてご案内をお願いいたします。

教育総務課長（吉岡 賢君）

それでは、私から、各課報告させていただきます。今後の予定につきましてですが、8月27日の金曜日でございます。こちら東京都市町村教育委員会連合会の理事会及び研修会が予定されておりましたが、緊急事態宣言が発令中ということでございますので、こちらにつきましては理事会が書面開催で、研修会については中止ということになっております。

次に、9月9日木曜日に予定しておりました草花小学校の学校訪問でございますけれども、こちらについては緊急事態宣言期間中ということもございますので、中止とさせていただきます。また、28日火曜日にも、同じく五日市中学校の学校訪問が予定されておりますけれども、今後、緊急事態宣言の期間の延長などもされる可能性等もございますので、こちらにつきましては、改めて教育委員の皆様方にご連絡をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

最後に、次回9月の定例会でございますけれども、9月24日金曜日。なお、こちらにつきましては、スケジュールの調整上、通常の開始時間よりかも1時間遅れました午後3時から、ここ505会議室となっておりますので、よろしくお願いたします。

私から案内は以上となります。

教育長（私市 豊君）

何か、他にございますでしょうか。よろしいでしょうか。

《なし》

教育長（私市 豊君）

それでは、以上をもちましてあきる野市教育委員会8月定例会を終了いたします。

閉会宣言 午後3時02分